

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月24日
【会社名】	株式会社トラース・オン・プロダクト
【英訳名】	TRaaS On Product Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤吉 英彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区北幸二丁目 9 番30号
【電話番号】	045-595-9966(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 青柳 貴士
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区北幸二丁目 9 番30号
【電話番号】	045-595-9966(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 青柳 貴士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年8月7日付で東京地方裁判所において訴訟を提起されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 訴訟の提起があった年月日

2026年8月7日(東京地方裁判所)

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称：株式会社ジーエーピー

住 所：東京都品川区西五反田8-1-14 最勝ビル4F

代表者の役職・氏名：代表取締役 前田 浩司

(3) 訴訟内容及び損害賠償請求金額

訴訟の原因及び訴訟されるに至った経緯

当社は、株式会社ジーエーピー(以下、「ジーエーピー社」と)との間で、2023年8月に同社基幹システムの開発(以下「本開発」といいます。)を受託する旨の基本契約を締結し、具体的な開発作業については、概ね3ヵ月毎に個別契約(準委任契約)を締結し、その都度作業検収を行う形で進めてまいりました。しかし、2026年1月にジーエーピー社の創業者である代表取締役会長がご逝去された後、残った現経営陣より作業の中断を求められ、本開発が完了しない仕掛状態のまま、同年2月に開発作業が停止となりました。

このような経過であるにもかかわらず、ジーエーピー社から、検収済みである過去の開発作業費に関し、準委任契約の債務不履行に基づく損害賠償として、金2億4075万7000円(うち弁護士費用相当額2188万7000円を含む)及びこれらに対する年3%の遅延損害金の支払いを求める訴えが提起されました。

訴訟の内容

損害賠償請求訴訟

請求金額

2億4075万7000円(およびこれに対する遅延損害金)

(4) 当社の対応及び今後の見通し

当社は、ジーエーピー社との間で3ヵ月毎に個別の準委任契約を締結して具体的な開発作業を行い、全ての期間に於いて業務完了報告に対する検収を経ており、契約上の義務も誠実に履行して来たことから、ジーエーピー社の請求には何らの根拠もなく、当該請求は当然に棄却されるものと考えております。

なお、本件訴訟に関し、今後、新たに開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上